

## 平成21年 3月16日総務財政委員会 西てつし質疑分

◆西 委員 おはようございます。民主党・市民連合の西哲史でございます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

まず証明書交付機のシステムについてのテーマでお聞きをしてみたいと思います。

昨年末の総務財政委員会での質疑で、各種証明の自動交付機において税証明を発行することができるようにシステム変更すれば、市民サービスの向上になる上に人件費の削減にもつながるとの提案が加藤委員からありました。その提案に対し税政課長は、現行のシステムにつきましては、先ほどもちょっとご答弁をさせていただきましたが、昭和59年から始まりまして、かなり老朽化なり、最近毎年のようにございます税制改正ということで、かなりつぎはぎの状況になってございます。そういったことの中から、今回新たにシステムを再構築というふうなことで来ておるわけでございますけれども、かなりちょっとシステムの部分につきましては、かなり負荷がかかっているような状況でございまして、我々としたしましては新しいシステムへの移行を見る中で進めていきたいと、このように考えてございまして、よろしくご理解のほど、よろしく申し上げますとお答えになりました。

このご答弁、読み返すと、幾通りにもとれるのですが、この前後も含めて素直に読めば、システムが老朽化して負荷がかなりかかっている中で、さらにシステムを追加するのは大きな負荷がかかるので、なかなか大変だ、すぐにはできないということをおっしゃりたいのではないかなと推測します。これは非常に興味深い議論で、見過ごせない議論でした。

システムが原因だということのようでしたが、システムが本当に理由なのでしょうか。システムが原因で大幅におくれているのだとすると、堺市の情報システムはそんなにも原因の多いシステムだということになりかねません。昨春より議論をさせていただいております情報システムが旧来の発想でおのおのの事情で開発をし、維持をされたままのために起きている問題ではないかと考え通告をさせていただきました。

そこでお尋ねをいたしますが、税証明の自動交付機への導入に向けて、すぐに導入できない状況として何が原因と考えているのか、改めてお示してください。

◎河村 税政課長 お答え申し上げます。さきの議会の答弁の中で、システムがかなり老朽化しているというのは、現状の一応ご説明をさせていただいたというふうなことでございまして、自動交付機で税証明を発行するにあたりましては、証明書として発行する内容等につきまして、検討を行いまして経費の積算を行うなど、そういった精査をした上で、システム設計や実際のプログラミング等を行う必要がございます。また現行、税のシステムと自動交付機のシステムでございまして、それぞれが別の事業者が開発したシステムでございまして、証明書発行に際しましては、必要なデータの抽出や、自動交付機で受け入れるためのデータの変換なども精査する必要があるということで、一定の期間がかかるというふうなことで考えてございました。以上でございます。

◆西 委員 何を出すのか検討し、経費の積算などを精査した後、プログラミングしていくということですが、全体として大幅に時間のかかる作業のように、少し見受けられません。具体的なスケジュール感についてはあえて聞くことはいたしません、早急に着手をし、交付機で出力できるようにしていただくことを要望しておきます。

ところで、税のシステムと自動交付機のシステムが別であるため、変換するのに時間がかかるといったようなお話でしたが、別の事業者が開発をした結果、どのようなことが起きているのか詳しくご説明ください。

◎河村 税政課長 税のシステムと自動交付機のシステムが別々の事業者が構築したということでごさいます、システムの基本となるOS、オペレーティングシステムでごさいます、そのOSや文字コード、また業務コードといった基本的な仕様に相違がごさいます。これら、相違のあるシステムの間で情報の連携を行うためには、税システムにおきまして、まず証明書発行に必要なデータを抽出いたしまして、そのデータの文字コードや業務コード等の変換を行った上で、自動交付機システムに送付すると、こういった仕組みを構築いたしまして、自動交付機側のデータベースに取り込めるようにするといった、このような作業が必要になってまいります。以上でごさいます。

◆西 委員 つまり、税システムである富士通のシステムと、交付機である富士ゼロックスのシステムが別々の仕様で作成しているためだということでした。正確ではないのですが、わかりやすく例えると、ワードと一太郎の間とか、エクセルとロータスの間で単純な互換性が全くないので、テキストファイルにしたり、CSVファイルにしたりすることが必要になってくるということだと思えます。別々のシステムの稼働によって、非常に複雑なシステム開発が必要になっているということなのだと思います。

昨年6月の委員会でも申し上げましたが、部分最適のシステム構造のままの結果、庁内のそれぞれのシステム間でのデータ連携に苦勞をするということが起きていると推測できます。そこで情報システム課では、このような状況に対して共通基盤システムというものをを用いて対応していると仄聞をしていますが、取り組み状況についてお示しください。

◎川越 情報システム課長 お尋ねの共通基盤システムとはということでごさいます。共通基盤システムとは、各業務間の円滑な情報共有を図るために、データ連携機能、またセキュリティー機能、帳票出力機能など、それぞれのシステムに共通的な機能、方法を持ったシステムのことを言っております。以上です。

◆西 委員 その共通基盤システムは、今のお話によると中央のサーバーを経由する、ハブ・アンド・スポーク型のEAIサーバーということでしょうか。

◎川越 情報システム課長 システム間の異なるフォーマット、またはコード体系、そういった差異を吸収し、必ずここを経由すると、そういうことで言いますと、ハブ・スポーク機能と、ハブ・スポークであるということは言えると思います。以上です。

◆西 委員 ハブ・アンド・スポーク型のシステムは民間企業でも多く導入されてきています。しかしながら、サーバーを導入することで、データ連携は実現できるものの、一々中央のハブをデータが経由することによって、データのトラフィックの巨大化によるサーバー負担が上がってきていて、民間企業にとっても利益圧迫要因の一つとなっているのも事実です。

これは堺市にとっても同じことだと考えます。データが巨大化する中で、ハブ・スポーク型のシステムを使うことは非常に財政的負担が多くなりかねません。それより、富士通のシステムでもゼロックスのシステムでも日立のシステムでも共通の仕様でつくっていただくよう発注者として意思を持つことが重要だと考えます。各企業では共通言語であるXML等を使用したSOA、ソアなどの開発も進んでいると聞いています。その結果として、中間的なメッセージへの変換のプロセスが省略され、エンド同士、つまりはシステム間、それぞれのシステム間同士でメッセージ変換を直接行うことになり、メッセージ転送のパフォーマンスの向上が期待できると考えます。

少し正確ではありませんが、富士通語とゼロックス語が存在するような状況ではなくて、共通の言語、つまりは仕様を用いてシステム開発をすれば、変換装置が要ることはなく、直接やりとりすることができると思います。共通化、オープン化を進めることによって、システム連携における作業を軽減できると思いますが、どのようにお考えかお示しください。

◎川越 情報システム課長 現在、本市では汎用機システムからオープン系システムへの移行を順次進めております。オープン系システムを採用することによりまして、複数のベンダからよりよいシステムを選択することが可能になる、それとともに、競争原理が働くことによりまして、経費の削減が図られているものというふうに考えております。

しかしながら、汎用機のように共通の設計思想で構築されたシステムとは異なり、オープン系システムの場合はハードやソフト、そういう組み合わせが多岐にわたっております。そのため、オープン化といえども、データ連携やサーバーなどの機器の共有が難しいと、そういう側面も否定できません。

ご指摘いただいておりますシステム連携における作業を軽減する方法といたしまして、いわゆるSOA、サービス指向アーキテクチャという考え方に基づくシステムの開発を、今現在、国とシステムベンダの方で取り組んでおります。これはシステムに共通する必須の機能、それをサービス基盤の中に組み込むことで、開発の生産性であるとか、システム

の保守性を向上させる仕組みであります。

今後ともオープン系のシステムへの移行を進めますとともに、SOAの採用につきましても検討を加えまして、可能なものからシステムの導入時や再構築時、そういうときの仕様に反映してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆西 委員 1点申し上げますが、サービス基盤の中に組み込むというとわかりにくくなりますので、共通の仕様にしていくということだと私は少なくとも認識をしていると申し上げておきたいと思えます。SOAの導入を初めとする共通化を早急に進めていただくようによろしくお願いを申し上げたいと思えます。

この共通の仕様化を進めることにより、参入障壁も減らすことにつながってきます。実際、6月の総務財政委員会で取り上げさせていただきましたように、この情報システムの世界では、非常に随意契約が多い状況です。その理由は、端的な例えで言えば、結局、富士通仕様、日立仕様、富士ゼロックス仕様などの独自型式が乱立していて、一度つくってしまうと他社では引き継げなくなっているということに要因があると思えます。それは、先ほどの長谷川委員の質疑にも実はありました。ほかの社をもってかえがたいという状況の結果、指名停止中の業者に発注をされているようなことが起きていることから明らかなでございます。

ここに契約課の方もいらっしゃいますが、公共工事の発注の世界では、そのような独自仕様の乱立といった状況は余り考えにくいと思えます。専門性の名目のもとに、このようなオリジナル性の強化による巨大な参入障壁の確立は見過ごすことができませんし、是正をなされなければいけないと考えております。総務省やほか政令指定都市とも連携しながら、ぜひとも強い発注者意思の確立をよろしくお願いをいたします。

この項目の最後に、総務局長のご見解をお伺いしたいと考えておりますが、これらの情報システム関連で、先日の議会では、過去4年平均で32億円かかっているとお話でした。そういった意味で、このコストの管理、取り組みの管理は重要だと考えています。強い発注者意思の確立のためにも、また庁内の情報システムの調整とガバナンス強化のためにも、5月議会において要望いたしました、さいたま市等で実施されているように、部長級等の情報統括監の設置をするべきだと思えますが、総務局長のご見解をお願いしたいと思います。

◎芳賀 総務局長 正直申し上げまして、この世界は余り強くはございませんが、情報の統括監ということで、情報は行政にとっても、それから民間にとっても、今は情報の機器、あるいは情報のやりとりなくては過ごせないといった時代になっております。そういった意味において、本市ではですね、CIO、チーム・インフォメーション・オフィサーということで、最高情報の統括責任者として副市長になっていただいております。そういった中で、各市とか民間では、これの補佐官といったものもつけてるケースもございます。

これにつきましては、民間の方を、専門の方を採用してですね、任期つきとか非常勤とか、そういった方が多いんだそうですが、そういったことで、情報の円滑な推進、あるいはそごのないような推進、そういったことを考えている部分もあるというふうに聞いております。

そうした意味において、堺市もですね、こういった形がいいかというのも、統括監だけじゃなくて、それを補佐してですね、一定の分野で円滑に情報が進むと、こういったことについては十分研究してまいりたいというふうに思っております。以上です。

◆西 委員 ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

次に、定額給付金についてお尋ねいたします。今回の定額給付金事業について、給付金額として幾ら、それに対する事務費用として幾ら補正予算で設定されたのかお示してください。

◎花野 総務課参事 今回の定額給付金の事業につきましてお答えいたします。

定額給付金の給付額ですが128億6,249万3,000円、事務費につきましては5億6,737万6,000円を予算計上させていただいております。以上です。

◆西 委員 事務費用として約5億6,000万円というご答弁でしたが、今回の定額給付金事業において、国が負担する事務費用負担の内容と、市が負担する事務費用負担の内容の分担についてお示ください。

◎花野 総務課参事 今回の定額給付金給付事業におきましては、支給事務にかかわる事務経費につきまして、1月28日付の総務省からの通知で、定額給付金給付事務費補助金交付要綱が通知されておりまして、基本的に常勤正規職員の本給及び備品購入費を除きまして、基本的にすべて国庫補助対象とされております。以上です。

◆西 委員 なぜ常勤正規職員の本給及び備品購入費は国庫補助の対象とならないのでしょうか。

◎花野 総務課参事 総務省からの文章では、一般職員の本給につきましては、本事業の実施により追加で必要になるものではないことから、また、備品購入費につきましては、定額給付金事業では期間が短いため、購入するのではなくリース等で対応するようにと通知されております。以上です。

◆西 委員 本事業の実施によって、追加で必要となるものではないということですが、常勤正規職員の皆さんは本来の業務に一生懸命従事されており、この業務が追加されるこ

とにより間違いなく本来業務に影響が出ることになると思います。私はこの業務に携わられることにより、本来業務に支障が出ることは問題が多いことだと考えています。実際、本来業務に支障が出た場合、多くの市民サービスに影響が出るのが想定されます。このような追加的業務を地方自治体に押しつけられることは、民主党の議員だからではなく、地方自治体行政の意思決定の一角を担うものとして見過ごすことはできないものだと考えています。

そういった意味では、本市常勤正規職員の人件費も国庫補助対象とすべきだったと考えており、多くのシンクタンク等々が、余り成果が見えにくい、政策によって改善される指標が余りない、2兆円があるならば後期高齢者医療制度の廃止、医療費のサポート等ほかに使う方が消費喚起としても生活支援としても効果的だとのレポートを発表している定額給付金事業により、堺市がどのような影響、不利益をこうむったのかを国に対してしっかりと発信をしていくべきだと考えていますし、ほか政令指定都市の不利益についても把握していこうと考えています。

そこでお尋ねをいたしますが、本市常勤正規職員がこの自治事務にかかる時間と人件費をお示してください。

◎花野 総務課参事 本市の定額給付金等交付事業実施本部につきましては、2月6日に設置されまして、その事務局職員につきましては、事務局長及び事務局次長の兼任に加えまして、専従職員5名、関係部局の職員20名につきまして、2月9日付で発令がなされております。

委員ご質問の具体的にかかる時間と人件費ですが、現段階ではきちっと試算できませんが、仮に申請期間終了の10月1日まで約8カ月間を想定し、1人当たりの人件費を800万といたしますと専従職員にかかる人件費は補助対象となります時間外手当を除きまして約2,700万円となります。また、兼務職員22名にかかる人件費につきましては、その兼務の度合いにより異なりますが、兼務の割合を約3割として同様の積算で計算いたしますと、約3,500万となり、合計は6,200万となります。以上です。

◆西 委員 仮定の試算に基づくものではありませんが、27人の職員さんと合計6,200万円がこの事業によって堺市に負担がかかり、間接的に堺市民の税金が使われていることがわかりました。その分、市民サービスがおろそかになりかねないことも明らかになったとも言えるでしょう。まさか、おろそかにはならないとは思っておりますので、おろそかにしないために、市の職員の皆さんに大きな負担がかかってしまうものとも言えます。この6,200万円分の人件費があれば一体何ができるのでしょうか。本当にもったいないと思います。堺市が負担する正規職員さんの人件費6,200万円と国が補てんする事務経費、5億6,200万円、さらにリース料を足し合わせた金額が、この定額給付金によって堺市でかかっている税金の総額なのです。今回補助の対象から外されて

いる人件費は、市にとっても負担増となっているので、補助対象にするように国に要望はしないのでしょうか。しなかったのでしょうか。

◎花野 総務課参事 今回の定額給付金事業の財政措置につきましては、人件費と給付に要しました費用の全額に対する財政措置を国費ですべきであると、昨年11月28日に全国市長会会長から総務大臣あてに要望を出しておりましたが、その後、国が定めた1月28日付で通知されました事務費の補助金要綱では対象外とされなかったところでございます。以上です。

◆西 委員 要望をなされたということですので、そのようなご尽力には感謝を申し上げたいと思います。ぜひともこのような地方自治体にとって大きな負担になっているという事実を国に対して発信をしていただくよう、要望をしておきます。

また事前に当局に対してお聞きをした結果、見解の相違はありましたが、国があくまでも自治事務であると規定する以上、可能性として行政不服訴訟の対象にもなり得るし、行政不服訴訟の対象となった場合、地方自治体が不服申し立ての対象ともなり得るという見解も、行政法の世界では存在をしているということを申し上げておきたいと思います。

本市正規職員の皆さんが、多大な労力を使っているんだということをあわせて申し上げておきたいと思います。それぐらい、この政策は地方自治体、ひいては市民サービスにとって負担を伴って実施をされているのだということを申し上げておきたいと思います。

次に、地域消費喚起事業についてお尋ねをいたします。まずはこの地域消費喚起事業について、市の負担する費用とその内訳についてお示してください。

◎西本 商業流通課長 地域消費喚起事業に関しまして、市の負担額でございますが、4,000万円を計上させていただいております。内訳でございますが、まず消費喚起キャンペーン事業に係る負担金といたしまして1,000万円を負担いたします。事業内容につきましては、堺で買おうという統一コンセプトのもとロゴを作成いたしまして、ポスターやチラシなどの制作、また商店街などが実施する消費喚起のための事業を企画いたします。

一方、もう一つ、商品券事業がございまして、この事業につきましては、プレミア分の2分の1と発行換金に係る経費の一部、合計3,000万円を限度として支援してまいります。以上でございます。

◆西 委員 急遽、補正予算のさらに補正という非常に唐突な異例の形で出てきましたが、この捻出財源についてお示してください。

◎西本 商業流通課長 捻出財源についてのお尋ねでございます。財源につきましては、

国の地域活性化・生活対策臨時交付金を充ててまいります。以上でございます。

◆西 委員 地域活性化・生活対策臨時交付金を充てたということですが、この地域活性化・生活対策臨時交付金は、地域消費喚起事業のために設定された交付金ではありません。1月27日に発表された地域活性化・生活対策臨時交付金制度要綱では、さまざまな事業に充てることができるかとされています。例えば、安全・安心な学校づくり、水道施設整備費、まちづくり交付金、都市再生推進事業費補助、都市・地域交通戦略推進事業費補助など、全部で30項目近い項目が上がっています。なぜこの地域消費喚起事業に使われるのか、ほかの政策よりも優先すべきだとの判断はどこから来ているのかお示してください。

◎宮前 財政部次長 交付金の全体の話でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

まずこの目的は、今、委員仰せのとおりだというふうに思っております。ただしですね、この交付金といいますのは、限度額が定められておりまして、その中で我々が充当していくものというふうに考えております。

まず基本的に考えておりますのが、まさしく先ほど言われたとおり、地域活性化であるとか、生活対策に資する事業であること、その一部ということで国では示されておりますが、あくまでも地方単独事業も対象でございますので、我々国の方針とかその分は十分わきまえておりますが、だからといって、そういうところに30何ほと、事業に充てるということでは考えておりません。私ども、今回につきましては、私どもの単独事業の方に充当させていただきます。

ただ要件といたしまして、国の方から20年10月30日以降に実施される事業であること、こういう要件も付されておりますので、そういう意味から、私どもの方で充当の事業を選択したという経過でございますので、優先順位云々ということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

◆西 委員 観点を変わしてお聞きをしたいんですが、なぜこの地域消費喚起事業が急に補正予算が提出された後の補正という、極めて異例の形で出てきたのかご説明ください。

◎宮前 財政部次長 済みません、唐突というお話がございました。本来はですね、2月24日の初日に提案させていただいたのが、先ほどご質疑がありました定額給付金の制度でございますので、それ以外については、まことに申しわけないというふうに思っておりますが、我々、補正予算の編成をする中で、どうしても2月24日に間に合わなかったということでございますので、この先ほどの地域消費喚起事業だけが追加になったわけではございませんので、全体として我々、財政当局の予算編成をする中で、追加の提案になるということで正副議長を初め議員さんに説明させていただいたということが次第でございます。



ますので、その点ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

◆西 委員 それでは、この地域消費喚起事業の導入の経過についてご説明をいただきたいと思います。

◎西本 商業流通課長 事業導入の経過についてお答えいたします。

昨年来の景気後退によります消費低迷を受けまして、商店連合会を初めといたします市内商業団体では対応策が検討されてまいりました。このたび堺商工会議所におきまして、この動きを後押しするため、本事業を取りまとめられ、市に対して支援の要請がございました。このことから、事業の意義、有効性にかんがみ、早急にすべく補正予算で提案させていただいた次第でございます。以上でございます。

◆西 委員 市に対して正式にいつ依頼があったのかお示してください。

◎西本 商業流通課長 堺商工会議所の事務局から、たしか2月20日ごろだったと思っております。以上でございます。

◆西 委員 観点を改めて、経営監理室にお聞きをしたいと思いますが、これまで政策評価や事務事業評価について取り組んでこられていますし、この1年間さまざまな機会を通して定量的指標の重要性について議論をし、認識を共有させていただいてきたと考えております。一般的に政策における定量的指標の重要性についてご認識をお聞かせいただきたいと思います。

◎濱田 経営監理室次長 定量的指標につきまして、経営監理室として一般的に申し上げますと、施策や事業の実施に人、金、時間などをどれだけの資源が投入されるのか、そういった資源が投入された結果、実施できた事業はどれだけか、さらに成果や効果はどのようなものであったかを、それぞれの段階で数値化することによりまして、効果測定を適切に行いながら、進めていくことが重要であると、そのように考えております。以上でございます。

◆西 委員 定量的指標で数値化をして、状況を確認して、変えていくために政策を実施していくことが重要だということのお話があったのだと思います。そのように私も理解をしております。

短期間で地域消費喚起事業の準備をして組み立て、提案をされたということで、非常にご苦勞があったと思います。このご努力には大いに敬意を表したいと考えます。そこでお尋ねをしたいと思いますが、これまでの総務財政委員会で経営監理室の皆さんとも多くの

議論をさせていただきましたし、経営監理室の方からご答弁があったように、政策の実施にあたり、定量的指標の重要性は明らかです。あくまでも、貴重な公金を使って施策を行うのですから、何の課題を解決しようとしたのか、具体的にお示してください。私は効果を定量的に測定せずに、やみくもにお金を使うわけにはいかないと思います。あくまでも課題を見きわめ、それに対して資源投下を行い、意味があったか、効率的な施策展開があったかを評価する仕組みでないといけないと考えております。その結果、来年度実施するか否か、場合によっては拡大をしていく、実施をしていくという選択肢もあると考えます。何となく市内の消費低迷を解決するためというのは、何となくわかるのですが、具体的に定量的指標は何か数値でお示しいただければと思います。

◎西本 商業流通課長 この事業に係る指標についてお答えいたします。

まずこの事業は新しい消費の創出を目的としておりまして、各参加店におきましては5%のプレミアム負担を転嫁するために必要な売上げといたしまして、各120%の売上げを目標としておられます。市の施策といたしましては、売上げの増加により、さまざまな取引が連鎖し、これによってさらなる消費が誘発される、いわゆる経済波及効果、これを促進すること、さらにはこの効果によります税源の涵養に資すること、こういったことを目標としております。

本事業につきましては、現時点ではまだ現在の詳細な消費状況、これが把握できていない中で、詳細な数値設定は困難であります。事業者の意欲を踏まえまして、時期を逸することがないように、緊急に提案させていただいたものでございます。事業によります経済波及効果等につきましては、事業終了後に分析の上、総括を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 商工団体からの要請により、急にまとめる必要性があったため、定量的成果指標、つまり現状認識、現状がどのような状況にあるかを図る指標は、現段階では存在しないということよろしいのでしょうか。

◎西本 商業流通課長 委員おっしゃるとおり、まだ現状、私ども分析ができていない状況でございます。以上でございます。

◆西 委員 幾ら急であったとはいえ、成果指標なき政策投下は、先ほどの経営監理室のご答弁からもあったように残念だと言わざるを得ません。現在の経済状況や消費状況が幾ら幾らの状況だから、ここまで改善をしていくんだという数値目標がないと、4,000万円の資本投下が意味があったのかどうか、もっと拡大をしていく必要があるのかどうか、意味があればぜひ拡大をしていただいてもいいのだとは思いますが、課題達成状況について、レビューができない状況は少し問題があると言わざるを得ません。時間がない

のはわかりますが、そのようなシミュレーションもないほど、急いで出す必要があるのか、少し疑問です。最低限のシミュレーションを行っていただくよう強く要望をしておきます。

最後に1点、確認をしておきたいと思いますが、税は公平に使われるべきであり、一部の人の利益のためだけに公金が使われることがあってはならないと考えております。何割の店舗が対象なのかお示してください。

◎西本 商業流通課長 まずこの事業の何割の店舗が事業対象になるのかについてであります。

まず消費喚起キャンペーン事業につきましては、市内すべての店舗を対象として事業実施を働きかけてまいります。次に、プレミアム商品券事業につきましては、中小企業支援の観点から、堺商工会議所、堺市美原商工会、堺市商店連合会、堺市市場連合会、美原区商業連合会が傘下の店舗に働きかけていくこととなります。これらの総店舗数は市内商店の約6割にあたります。以上でございます。

◆西 委員 4,000万のうち3,000万を使う事業が6割のみが対象では一部のみに言えると思います。どうせ実施するならば、全店舗を対象とすべきであり、一部のみに偏るのは少し残念です。残りの4割は何にあたるのでしょうか。

◎西本 商業流通課長 基本的には大型店に該当いたしますが、今、商工会議所等に属さない個店さんがおられましたら、これについては今後募集等で中小企業であれば対象になってまいります。以上でございます。

◆西 委員 地域消費喚起事業というのであれば、全店舗を対象とすべきだと考えます。税の公平性の観点からいえば、この事業は公平であるとお考えかどうかお示しいただきたいと思います。

◎西本 商業流通課長 公平性という点でございますが、消費が低迷する中、とりわけ中小商店、飲食店につきましては、多くの広告宣伝費や販売促進費をかけることが困難な状況にあります。この事業をきっかけといたしまして、販売促進を図るということは、とりわけ中小企業の支援という面から有効であると考えております。以上でございます。

◆西 委員 中小企業の支援は否定しませんが、中小商店の活性化のみでは公平性の観点からいって、少し疑問があると言わざるを得ません。もう少し、中小商店の活性化が市民全体にとって雇用の強化につながるとか、4,000万円以上の税源涵養につながれば、市民全体にとって意味があるとか、アウトカムの定量的指標を盛り込んでおく必要があると考えます。そういった観点をしっかりとこの施策の中に組み込んでいただいて、実施

されることが必要だと考えますが、商工部長がいらっしゃいますので、これに対するご見解をお示しください。

◎初田 商工部長 本件につきましては、今回は事業者の自主的、主体的なこれ取り組みによって、意欲的なところへんからですね、急遽支援をしていこうということになりましたので、それについても、ご理解をいただきまして、今後私たちもこの評価的な面でもどういう効果があるかというのを検証してまいりたいと思います。ですから、そういうことでご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

◆西 委員 ここまでにとどめますけれども、成果指標、現状の認識がないということですので、ぜひともそれをまず研究していただいて、政策投下をしていくということをよくお願いを申し上げたいと思います。

次に、経験者採用についてお尋ねをしたいと思います。平成17年度以降、職務経験者採用が実施をされているということですが、趣旨と目的についてお示しください。

◎佐小 人事課長 お答えさせていただきます。政令指定都市への移行に伴います行政分野の拡大、社会の価値観の多様化等に伴いまして、行政ニーズが複雑化・専門化しております。厳しい社会経済情勢の中、こうした行政ニーズに迅速かつ的確に対応するために、従来にも増してコスト意識、経営感覚、高い折衝調整能力、柔軟な発想力、専門的知識、経験を有する人材の確保が強く求められるところでございます。こうしたことから、民間企業等におけます職務経験者を対象に、新規学卒者とは別枠で採用試験を行うことにより、多方面から市が求める知識や経験、技能を有する職務経験に裏づけられた有為な人材の確保を図ろうとするものでございます。以上でございます。

◆西 委員 私は必ずしも民間がすべていいと申し上げたいわけでは決してありませんが、行政ニーズが複雑化する中で、民間での職務経験者が採用され、異なった経験を持った方が行政に入り、行政のプロであるプロパー職員の皆さんと相互で交流をする中で新しいものが生まれていくと信じていますので、この制度は非常に素晴らしい制度だと考えています。ぜひとも有効活用していただきたいと考えておりますが、職務経験者採用試験もこの間、変遷をしてきていると聞いています。この間、どのように変遷をされてきたのかお示しいただきたいと思います。

◎佐小 人事課長 平成17年度に職務経験者採用試験、これを実施いたしました。導入して以降、有為な人材を確保するために制度の充実を図ってまいりました。具体例を申しますと、まず年齢制限につきまして、平成18年に施行された高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正の趣旨も踏まえまして、当初、上限が35歳であったものを、平成1

9年度から59歳といたしました。また職務経験についても有為な人材をより広い範囲から選考することができるよう、当初、1年以上継続した就業が通算で5年以上としていた要件を段階的に見直しまして、平成20年度からは3年以上継続した就業とするとともに、本市を含め官公庁における職務経験も対象といたしました。あわせまして、政令指定都市への移行による全国的な知名度の向上を生かしまして、東京での試験の実施、東京会場の開設でございます。その他、インターネットによる応募・受付などに取り組み、その結果、受験者数も増加しております。以上でございます。

◆西 委員 もともとコスト意識や経営感覚、また高い折衝調整能力や柔軟な発想力、専門的知識、経験を有する人材の確保のために、民間からのみを対象にして始まった経験者採用が、気がつけば本市の職務経験も含むものに変化をしているのには少し違和感を覚えています。もちろん第二新卒や3年以上本市で経験した非正規職員の採用を可能とすることはとても大事だと考えていますが、そのような方々を対象にしたものと、民間の優秀な経験者を対象とした採用枠が一緒の枠で採用されてしまっていることに違和感があります。玄関を2つに分けていただくことを要望しておきたいと思います。

関連してお尋ねをいたしますが、平成20年度の改正前は、職務経験者採用として民間での経験を高く買って採用していたのだと思いますが、職務経験者採用された方と同年齢の同じ社会人経験年数を持ったプロパー職員との間で、給与額において差はあるのでしょうか、差はあったのでしょうか。

◎久保 労務課長 差ということで、給与制度について簡潔にお答えさせていただきます。

給料表の上位の級へ昇格するには、本市での一定の経験年数が必要となることから、同じ年齢でありましても、採用年の違いから、給料月額に差が生じることがあります。

ただし、この点につきましては、試験対象者の範囲を広げることもありまして、平成21年4月から一定年数を超える職務経験者枠採用者の初任給を上位の級に格付する見直しを行う予定でございます。以上です。

◆西 委員 差はあったが、見直しを行う予定ということで、ぜひとも実現をしていただきたいと思います。

ことし採用の方のみならず、過去に採用された方も調整できるよう取り組まれているとお聞きをしておりますので、さかのぼって適用できるような取り組みもお願いをしておきたいと思います。そういった格差是正の取り組みを行っていかないと、経験者採用の職員の方のモチベーションが心配です。またそういった取り組みを市が行っていることが伝わり、口コミも含めて発信をされていくことが次に優秀な人材が経験者採用で入っていただくことにつながってくるのではと思っています。この経験者採用職員のモチベーションの

アップ、またそれに伴って、これからの優秀な人材の獲得に関連して、2点ほどお聞きをしたいと思います。

職務経験者採用職員と、それ以外の職員の間で仕組みとしての昇任基準に差異はあるのでしょうか。全員係員での採用と聞いていますが、ここで差が開いたままだと高齢で入った人にとっては、いつまでも差があいたままになりかねないと考えますが、ご見解をお願いいたします。

◎佐小 人事課長 お答えさせていただきます。本市におきましては、有為な職員の積極登用、この観点から昇任基準について段階的に見直しを進めてまいりました。具体例を申しますと、係長級の昇任基準につきまして、職務経験者採用試験の導入に伴い、資格要件の一つである在職年数を従来、学歴に応じ8年から12年以上としていたものを、平成18年度から年齢30歳以上であれば、学歴にかかわらず2年以上とし、その結果、平成19年度から職務経験者の中より昇任者が出ております。以上でございます。

◆西 委員 昇任基準に大きな差異があったものの、差異が少なくなったということで、この取り組みを非常に評価をしたいと考えています。ぜひとも、優秀な人材を採用するという前提で始まった職務経験者採用によって採用された人は、当然優秀であると考えますから、昇任基準についても差異がないようにすべきだと考えます。大分、改善はされたのだと思いますが、それでも今のお話ですと、30歳より上の年齢で職務経験者採用で入るといつまでも差は開いたままになってしまいます。特に平成17年度、18年度の経験者採用については、年齢の下限が設定をされており、通常の新規採用の方とは明らかに採用の年齢層は異なるため、公平を期すためにも改善をお願いしたいと考えます。

本当に経験者採用を活用する気があるのであれば、仕組みを考えるべきだと考えますので、改善を要望しておきます。このままではモチベーションが少し心配だと言わざるを得ません。もちろん、昇進は個人の素養があるので、実際昇進できるのかどうかではありませんが、仕組みとして担保をする必要性はあると思います。これについてもあわせて改善を要望しておきます。

さて、もともとの職務経験者採用について、私が注目したのは、私の知人のさらにその知人の方が職務経験者採用によって入庁され、私の知人に対し、採用後の研修で名刺交換と電話のとり方を教えられたとおっしゃったことがきっかけでした。それを聞いて私は、経験者が必要で採用したのに、不思議なことをするなと感じてこの問題を調べ始めたのです。そこでお尋ねをいたしますが、経験者採用の方に名刺交換の仕方のようなビジネスマナーの初歩について今も研修をしている、もしくは過去に研修をしていたといったようなことがあるのでしょうか。

◎本間 人材開発課長 名刺交換等の内容の接遇研修につきましては、導入当初におき

ましては、新規採用職員におきまして、すべて同様の内容で実施しておりました。職務経験者は民間企業等における職務経験の中で、社会人としての基礎的なマナーや知識等を有しているものと判断をいたしまして、翌平成19年度からはこれらの習得を目的とした研修につきましては、一部対象から外しております。その他の研修につきましては、他の新規学卒者と同様に実施をしております。以上でございます。

◆西 委員 このような状況は、実は少しあいた口がふさがらないのですけれども、改善をされているということで、まずは評価をしたいと思います。今は、職務経験者とそれ以外の新規採用職員との間で研修内容に差異はあるのでしょうか。

◎本間 人材開発課長 済みません、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、当初はすべて同じような内容の新規採用職員研修を実施しておりましたが、当然に、職務経験者の方につきましては、民間企業等における経験等の中で、また社会人としてのマナー、基礎的なマナー・知識等も有しているものと判断しております。

それらのものにつきましては、当然に持っておられるということで、研修の中からは対象から外しておまして、それ以外の人権ですとか、公務員倫理、そういった研修につきましては、他の新規学卒者と同様に実施をしております。以上でございます。

◆西 委員 差異は今はしっかりと存在をしているということで安心をしました。しかし、このような混在した状況は、結局玄関が1つしかないということに起因しているのだと思います。一部の第二新卒の職員さんには、ビジネスマナーの研修が必要な場合もあるかもしれません。先ほども申し上げましたが、民間企業で職務経験を重ね、豊富なキャリアと高いスキルを有する方を対象に、当初から係長などの経験者として任用する採用試験を一般の経験者採用とは別枠で採用していくことがこのような問題の発生を抑制していくことにつながってくると考えます。

そもそも当初の構想に基づくと、民間企業等で一定のキャリアを積んだ人材を即戦力として求めているわけでありますから、市の組織の中で、役割、期待を果たすためには、採用時に経験にふさわしい役職を与え、機能させることが重要ではないかと考えますし、実際にそのような自治体は東京都を初め、幾つかの自治体で存在をしているというふう聞いております。ぜひとも、ご研究をお願いしておきたいと思いますが、このような問題の発生を抑制をするために、2段階、玄関を2つに分けた採用をしていくべきだと考えますが、当局のご見解をお示し願いたいと思います。

◎野口 人事部長 職務経験者を役職者として任用する、採用試験を実施してはどうかというご質問でございます。

確かに、民間企業等で役職につかれた方もたくさん受験いただいております。そうい

った豊富なキャリアでありますとか、高いスキルを持った職務経験者に、その能力を存分に発揮していただくと、またモチベーションの向上を図るといった観点からも、非常に有意義であるというふうに考えてございます。

ただ、採用にあたりましては、能力の実証などですね、幾ばくかの課題もございますし、また採用という入り口だけではなく、採用後のことも含めまして、トータルで考えていく必要もございますので、本日、委員からるご指摘をいただきました課題も含めまして、引き続き研究してまいりたいと、このように考えてございます。以上です。

◆西 委員 　ぜひともご研究をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。